

令和元年度社会福祉施設指導監査結果概要

令和元年度に社会福祉施設に対して実施した指導監査の結果概要は、以下のとおりである。

- ・指導監査対象施設 75 施設
 (内訳) 保育所 43 施設、幼保連携型認定こども園 19 施設、軽費老人ホーム 7 施設、
 障害者支援施設 5 施設、母子生活支援施設 1 施設
- ・指導監査の方法
 実地による指導監査 71 施設
 書面による指導監査 4 施設 (軽費老人ホーム及び障害者支援施設の一部)
- ・指導監査の結果
 文書指摘あり 21 施設 (延べ指摘件数 28 件)

(1) 施設運営

施設の運営に当たり、労働基準法や労働安全衛生法等に基づき、施設管理及び職員の処遇等に関する規程の整備や協定の締結、届出等が必要である。また、各法人が定める各種規程に基づいた労務管理や事務処理を行い、さらに防災対策についても実施しなければならない。

令和元年度指導監査結果から、施設運営について、主な文書指摘は下記のとおりである。

- ・非常災害に対する具体的な計画について確認できなかったため、整備すること。(1 件)
- ・管理運営規程の確認ができなかったため、適切に整備すること。(1 件) (小計 2 件)

(2) 利用者処遇等

社会福祉施設における利用者の処遇については、職員が利用者の実態を的確に把握し、きめ細かく対応をする必要がある。また、利用者の処遇内容の正確な記録や利用者、利用者家族等に対する説明責任を果たすことができる記録整備も求められている。さらに、事故防止対策や適切な感染症対策についても実施しなければならない。

令和元年度指導監査結果から、利用者処遇等について、主な文書指摘は下記のとおりである。

- ・治療に要する期間が 30 日以上を負傷を伴う事故が発生した場合は、速やかに豊橋市保育課に報告すること。(6 件)
- ・教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成すること。(1 件)
- ・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準に基づき、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。(1 件) (小計 8 件)

(3) 会計管理事務等

社会福祉施設は利用料や給付費、補助金等を主な財源として運営されており、極めて公共性の高いものであることから、法令に基づく適正な会計処理を行うとともに、会計の透明性と公正性

を保持するため、経理状況及び経営状況を常に明確にしなければならない。また、会計管理事務を適正に行うためには、職員がそれぞれの権限と責任を自覚し、各法人が定める経理規程等に基づいた会計処理や契約処理等を適切に行い、正確な計算書類等を作成する必要がある。また、会計責任者と出納職員は併任させない等の内部牽制機能が発揮されることが必要である。

令和元年度指導監査結果から、会計管理事務等について、主な文書指摘は下記のとおりである。

- ・ 予定価格を超過して決定している契約があったため、適切に契約を行うこと。(1件)
- ・ 寄附金品の受入れについては寄附申込書により行い、寄附金の場合は領収書、寄附物品の場合は受領書を発行すること。(1件)
- ・ 契約変更に伴う変更契約書を交わしていない事例があったので、今後は適切な処理を行うこと。(1件)
- ・ 契約を締結するにあたり、経理規程で定める限度額を超えて随意契約をしている事例が認められたため、規程に沿った運用を行うこと。(1件)
- ・ 物品購入において、伺書及び見積書類が確認できなかったため、経理規程等に基づき適正に処理すること。(1件)
- ・ 予備費を使用した場合は、理事会へ報告すること。(1件)
- ・ その他 (12件) (小計 18件)